

上海市および天津市の商業ファクタリング業務試行政策比較 ～中小企業融資難の解決に商業ファクタリングを奨励～

トランザクションバンキング部
中国調査室

2012年6月、商務部は「商業ファクタリング試行に係る運営の通知」(商資函[2012]419号、以下、「419号文書」と略)を公布し、上海市および天津市において、外資企業や中資企業が独資、合弁、合作などの形式で商業ファクタリング企業を設立することを奨励する方針を明らかにしました。

その後、「419号文書」に基づき、上海市、および天津市の商務委員会はそれぞれ商業ファクタリング業務の試行に関する弁法を公布し、管轄地域における商業ファクタリング企業の設立条件や経営範囲、審査手順、監督管理体制などを詳細化しました。

① 上海市浦東新区

「上海市浦東新区商業ファクタリング企業の設立試行弁法」

(浦府総改[2012]2号、以下「上海浦東試行弁法」と略)

有効期間:2012年12月14日(公布日)～2013年12月31日

② 天津市濱海新区

「天津市商業ファクタリング試行管理弁法」

(津政弁発[2012]143号、以下「天津濱海試行弁法」と略)

有効期間:5年間(2012年12月17日(公布日)より起算)

【政策背景】

現在、中国国内企業が抱える売掛金は、総資産の約3割を占める約6兆元規模の水準にあり、中小企業ではその比率が6割を超えている中で、中国における商業ファクタリング業務は初期段階にあり、商業ファクタリング企業も20数社に留まり、その資産規模は数十億元程度となっています。他方、ここ数年間中小企業が抱える資金調達難の状況は改善されていない状況です。

斯かる中、商務部は2012年6月に「419号文書」を公布し、上海市浦東新区、および天津市濱海新区において、商業ファクタリング業務の試行を通じ、中小貿易企業の発展をサポートしていく方針を明らかにしました。

1 データ出所:中国銀行業協会ファクタリング專業委員会、世界銀行。

2 データ出所:中国銀行業協会ファクタリング專業委員会。

「上海浦東試行弁法」、および「天津濱海試行弁法」は、それぞれの地域の実態に合わせて「419号文書」を具体化した弁法であり、同時に関連の奨励措置も公表されています³。

本稿では、「上海浦東試行弁法」、および「天津濱海試行弁法」の主要内容の比較に加え、関連する奨励措置等について説明致します。

【主要内容】

① 商業ファクタリングの定義

「上海浦東試行弁法」、および「天津濱海試行弁法」において定義される商業ファクタリング業務は、基本的に類似していますが、「天津濱海試行弁法」では、商業ファクタリング業務の定義に「回収督促など総合的な商務・貿易サービス」が含まれています。

商業ファクタリングの定義	
「天津濱海試行弁法」	「上海浦東試行弁法」
販売者(債権者)がその購入者(債務者)と締結した貨物販売(サービス)契約により発生した売掛債権を商業ファクタリング企業に譲渡し、商業ファクタリング企業はそのためにトレードファイナンス、売掛債権管理、および回収督促等の総合的商貿サービスを提供すること。	供給者が購入者との間で締結した貨物販売或いはサービス契約により発生した売掛債権を商業ファクタリング企業に譲渡し、商業ファクタリング企業がそのためにトレードファイナンスや売掛債権管理サービスを提供すること。

② 出資の適用範囲

「上海浦東試行弁法」、および「天津濱海試行弁法」では、商業ファクタリング企業の出資者について、域内企業、域外投資者のいずれも可能と明記しています。

出資に用いる通貨について、「上海浦東試行弁法」では「外国投資者は自由兌換通貨、合法的に獲得した域外人民元、および中国域内で獲得した人民元利潤或いは持分譲渡、清算等の活動で獲得した合法的人民元収益を以って出資することができる。中国投資者は人民元で出資する」と規定していますが、「天津濱海試行弁法」では、出資通貨についての明確な規定はありません。

③ 商業ファクタリング企業の設立条件

商業ファクタリング企業の設立条件については、「上海浦東試行弁法」、「天津濱海試行弁法」のいずれにおいても、登録資本金が5,000万元以上であることや、金融分野の管理経験を持つ高級管理者が2名以上在籍すること、兼業経営の禁止などが明記されています。

³ 上海市浦東新区の奨励政策については、2013年1月15日に開催された浦東新区商務委員会による政策説明会にて開示された内容を基に整理したものです。

また、「天津濱海試行弁法」では、商業ファクタリングの運営資金について、会社の登録資本金、銀行貸出など間接金融、債券など直接金融、短期外債と中長期外債の利用が可能とされています。

商業ファクタリング企業の業務範囲

項目	《天津濱海試行弁法》	《上海浦東試行弁法》
従事可能業務	① 売掛債権譲渡方式によるトレードファイナンスの提供 ② 売掛債権の受払決済、管理および回収督促 ③ 販売の各売上別口座(分類)管理 ④ 当該企業の業務と関連する非商業性不良債権の担保 ⑤ 顧客資産信用調査と評価 ⑥ 関連コンサルティングサービス ⑦ 法律法規が従事することを認めるその他業務	① 輸出ファクタリング ② 国内ファクタリング ③ 商業ファクタリングに関連するコンサルティングサービス ④ 信用リスク管理プラットフォームの開発 ⑤ 審査批准部門の認可を受けたその他の関連業務
従事不可業務	① 預金の受け入れ ② 貸付の実行 ③ 回収催促業務への専門従事或いは受託展開 ④ 債権取立業務	① 預金の受け入れ ② 貸付の実行或いは貸付実行の受託 ③ 商業ファクタリングに無関係の回収催促業務、債権取立業務への専門従事或いは受託展開 ④ 投資の受託 ⑤ 国家の規定に認められていないその他の活動

商業ファクタリング企業のリスク資産については、「上海浦東試行弁法」、「天津濱海試行弁法」のいずれにおいても、リスク資産⁴は純資産総額の10倍以内と規定されています。

⑤ 商業ファクタリング企業の申請流れ

上海市浦東新区、および天津市濱海新区において、外商投資企業としての商業ファクタリング企業を設立申請する場合には、地元の商務主管部門⁵による審査認可後に商務主管部門より発行される「外商投資企業批准証書」を持参して工商管理部門で企業の設立登記を行います。一方、内資企業として商業ファクタリング企業を設立する場合には、商務主管部門の審査は不要となり、直接工商管理部門で企業の設立登記を行うこととなります。

上海浦東新区では、商業ファクタリング企業の設立審査時には、関連部門を召集した上で意見徴収会議

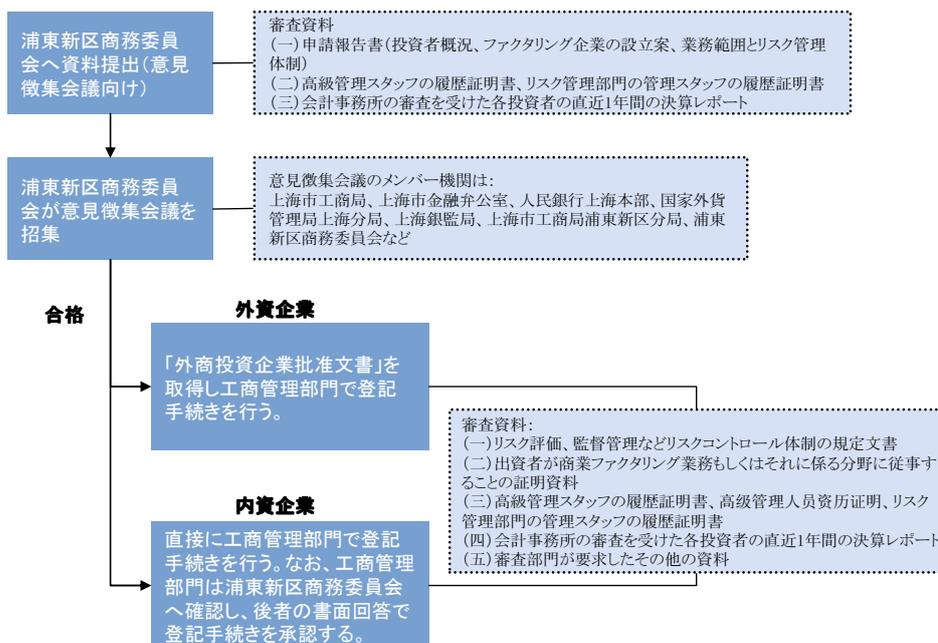
⁴ リスク資産とは、企業の総資産から現金、銀行預金、国債を控除した後の資産総額を指す。

⁵ 上海浦東新区商務委員会や天津濱海新区商務委員会

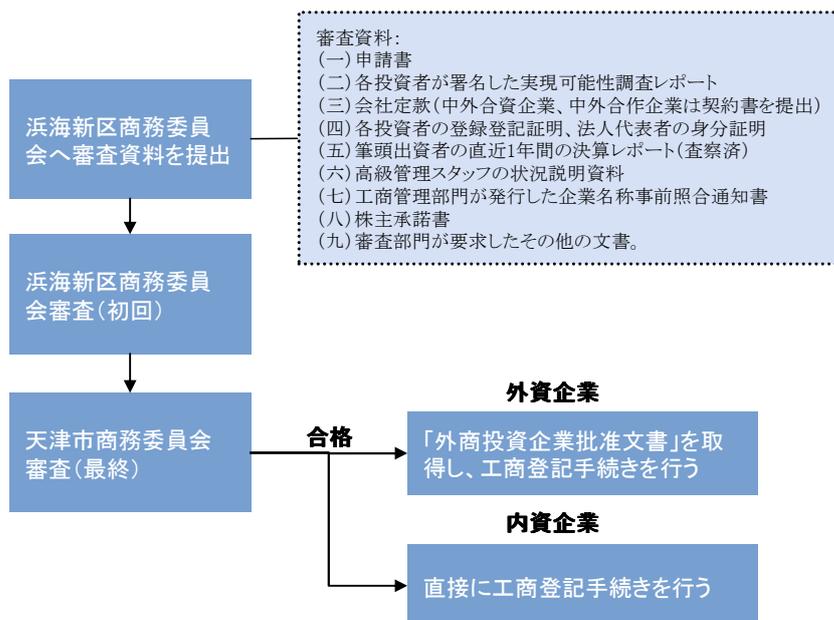
が開催されます。このため、設立を申請する企業は、設立申請資料に加え、意見徴収会議向けに関連資料の提出が必要となります。天津濱海新区では、商業ファクタリング企業の設定に対し、濱海新区商務委員会、および天津市商務委員会がそれぞれ関連部門の意見を徴収した上で審査を行います。

上海浦東新区、および天津濱海新区における商業ファクタリング企業の設定申請フローは下図の通りとなります。

【上海浦東新区での商業ファクタリング企業の設定申請フロー】



【天津濱海新区での商業ファクタリング企業の設定申請フロー】



(資料：関連弁法等に基づきBTMUC中国調査室整理)

⑥ 商業ファクタリング企業の監督管理

「上海浦東試行弁法」、および「天津濱海試行弁法」では、商業ファクタリング企業に対する監督・管理措置が規定されています。天津濱海新区では、濱海新区商務委員会、および天津市金融弁公室が監督管理を行います。一方で、上海浦東新区では、浦東新区商務委員会が監督管理を行うとともに、カストディアン銀行による間接的な監督管理も要求しています。

商業ファクタリング企業に対する監督管理措置		
項目	天津濱海試行弁法	上海浦東試行弁法
直接管理	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商業ファクタリング企業は中国人民銀行信用調査センターの売掛債権質権登記公示システムにて売掛債権譲渡登記し、売掛債権所有権状態について公示しなければならない。 ✓ 商業ファクタリング企業は市商務委員会、市金融弁公室に対して月次業務状況統計表、四半期財務報告表、および仲介機構を通じて監査済年度財務報告および経営状況説明書を報告しなければならない。併せて報告と資料の真実性確実性完全性について責任をもたなければならない。 ✓ 毎年4月から6月にかけて、市商務委員会および関連部門は合同で商業ファクタリング企業に対して前年度ファクタリング業務展開の状況に関して検査を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商業ファクタリング企業は人民銀行信用調査センターの売掛債権質権登記公示システムにおいて、売掛債権譲渡登記を行い、売掛債権の権利所有権状態を公示しなければならない。 ✓ 商業ファクタリング企業は浦東新区商務委員会に月次の業務状況統計表を報告送付し、半期毎にカストディアン銀行が確認した資金運用状況等の情報を報告送付し、併せて毎年企業聯合年検時に前年度の監査報告を提出しなければならない。 ✓ 監督管理の需要に基づき、浦東新区商務委員会は商業ファクタリング企業に対して専門資料の提出を求める、或いはその董事や監事、高級管理スタッフと監督管理と面談を行い、その関連状況や問題についての説明と、是正を求める権利を有する。
間接管理	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市人民政府分管リーダーを招集人として商業ファクタリング業発展聯席會議制度を設立し、市商務委員会、市財政局、市工商局、市統計局、市国税局、市地税局、天津銀監局、人民銀行天津分行と濱海新区人民政府等をメンバーとする。聯席會議の主要職責は、商業ファクタリング企業の発展制約の問題を協調して解決し、同市の商業ファクタリング業の健全的發展の継続を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外資商業ファクタリング企業は域内で既に国際ファクタリング企業組織に加入している銀行をカストディアンとして委託しなければならない。 ✓ 内資商業ファクタリング企業は、既に国際ファクタリング企業組織に加入している口座開設銀行をカストディアンとして委託しなければならない。 ✓ 商業ファクタリング企業のカストディアン銀行は、関連するカストディ制度を浦東新区商務委員会に報告送付しなければならない。商業ファクタリング企業の資金口座および口座内の資金の使用は、カストディアン銀行により、規定に基づき管理を実施しなければならない。 ✓ カストディアン銀行は資金運用を監督し、国家の法律法規或いはカストディ契約違反を発見した場合、業務を停止し、直ちに浦東新区商務委員会に報告しなければならない。

⑦ 商業ファクタリング企業に対する支援政策

「天津濱海試行弁法」では、濱海新区に設立される商業ファクタリング企業に対する支援政策を明確にしています。「上海浦東試行弁法」では、支援政策は明記されていませんが、2013年1月15日に上海浦東新区商務委員会が開催した政策説明会において、関連する支援政策が公表されました。

天津市と上海市の関連支援政策の詳細は以下の通りです。

【天津濱海新区の支援政策】

- ① 開業年度より最初の2年は、納税した営業税の100%を基準として補助し、その後3年はその納税した営業税の50%を基準として補助する;利益を獲得した年度から最初の2年はその納税した企業所得税の地方分割享受部分の100%を基準として補助し、その後3年はその納税した企業所得税の地方分の50%を基準として補助する。新規購入・建設した自用オフィス不動産に対し、納めた契約税の100%を基準として補助し、3年以内に納めた不動産税の100%を基準として補助する。
- ② 新規購入・建設した自用オフィス用不動産について、平米当たり1,000元を基準として一括で資金補助を与える。補助金額最高は500万元を超えない;賃貸の自用オフィス用不動産については、3年以内にオフィス賃貸料の30%を補助する。実際の賃貸価格が不動産賃貸市場の指導価格よりも高い場合には、市場指導価格を基準として補助金を計算する。補助総額は100万元を超えない。
- ③ 外部の省市より採用し、且つ連続2年以上雇用している企業の副職級以上の高級管理スタッフについて、本市行政管轄区内にある1軒目の商品不動産、自動車の購入或いは専門研修への参加を対象に、5年以内に納めた個人所得税の地方分に基づき奨励を与える。累計最高奨励限度額は購入した商品不動産、自動車もしくは専門研修の実費とする。本市行政管轄区内に商品不動産、自動車の購入或いは専門研修が無い場合は、3年以内にその納めた個人所得税の地方分の50%を奨励する。

【上海浦東新区の支援政策】

- ① 新規に設立した商業ファクタリング企業に対し、浦東新区への貢献次第で5年間「二免三減半」(最初の2年は納税した営業税の100%、その後3年は営業税の50%を基準として)補助策を与える。
- ② 新規購入・建設した自用オフィス用不動産について、不動産購入価格の1.5%を補助する。賃貸の自用オフィス用不動産については、3年以内にオフィス賃貸料の1.5%を補助する。
- ③ 商業ファクタリング企業の高級管理スタッフ(最大6名)に対し、浦東新区への貢献度次第で5年以内に所得税優遇を与える。うち、3年以上の金融管理経験を持ち、且つ不良信用記録のない高級管理スタッフ(最大6名)に対し、一括で20万元の奨励金を与える。

以 上

【添付1】

中国語原文	日本語仮訳
<p style="text-align: center;">关于印发上海市浦东新区设立商业保理企业 试行办法的通知 浦府综改(2012)2号</p> <p>市金融办、市财政局、市地税局、人民银行上海总部、外汇管理局上海市分局、上海银监局，浦东新区区政府各委、办、局，各开发区管委会，各直属公司，各街道办事处、镇政府，川沙新镇、祝桥镇、南汇新城镇：</p> <p>现将《上海市浦东新区设立商业保理企业试行办法》印发给你们，请认真按照执行。</p> <p style="text-align: center;">上海市浦东新区设立商业保理企业试行办法</p> <p>第一条 为鼓励和促进商业保理业的健康发展，规范商业保理企业的经营行为，根据《中华人民共和国公司法》、《中华人民共和国中外合资经营企业法》、《中华人民共和国中外合作经营企业法》、《中华人民共和国外资企业法》、《上海市人大常委会关于促进和保障浦东新区综合配套改革试点工作的决定》及相关法律法规的规定，并根据《商务部关于商业保理试点有关工作的通知》(商资函〔2012〕419号)、《商务部关于商业保理试点实施方案的复函》的要求，制定本试行办法。</p> <p>第二条 中国境内企业及外国公司、企业和其他经济组织(以下简称“外国投资者”)以独资、合资、合作的形式在浦东新区投资设立外资商业保理企业，中国境内企业在浦东新区投资设立内资商业保理企业，开展商业保理业务，适用本试行办法。</p>	<p style="text-align: center;">上海市浦东新区商業ファクタリング企業 設立試行弁法の印刷發布に関する通知 浦府綜改〔2012〕2号</p> <p>市金融弁公室、市財政局、市地稅局、人民銀行上海本部、外貨管理局上海市分局、上海銀監局、浦東新区区政府各委、弁、局、各開發区管委会、各直屬公司、各街道弁事処、鎮政府、川沙新鎮、祝橋鎮、南匯新城鎮：</p> <p>ここに、《上海市浦東新区商業ファクタリング企業設立試行弁法》を印刷發布するので、真摯に執行のこと。</p> <p style="text-align: center;">上海市浦東新区商業ファクタリング企業設立 試行弁法</p> <p>第一条 商業ファクタリング業の健全な發展を奨励し、商業ファクタリング企業の經營行為を規範化するために《中華人民共和國会社法》、《中華人民共和國中外合資經營企業法》、《中華人民共和國外資企業法》、《上海市人大常務委員による浦東新区綜合セット改革試行業務の決定に関する通知》、および関連する法律法規の規定に基づき、《商務部による商業ファクタリング試行関連業務に関する通知》(商資函〔2012〕419号)、《商務部による商業ファクタリング試行实施方案の回答書》の要求に基づき、本試行弁法を制定する。</p> <p>第二条 中国域内企業および外国会社、企業およびその他の經濟組織(以下、“外国投資者”と略)が、独资、合弁、合作の形式で浦東新区に外資商業ファクタリング企業を設立し、中国域内企業が浦東新区に内資商業ファクタリング企業を設立し、商業ファクタリング業務を展開する際には、本試行弁法を適用する。</p>

本办法所称的商业保理业务是指供应商将其与买方订立的货物销售或服务合同所产生的应收账款转让给商业保理企业，由商业保理企业为其提供贸易融资、应收账款管理服务。

第三条

商业保理企业应当符合下列条件：

- (一) 商业保理企业应至少拥有一个投资者或其关联实体具有经营商业保理业务或相关行业的经历。

本试行办法所称的关联实体是指该投资者控制的某一实体、或控制该投资者的某一实体、或与该投资者共同受控于某一实体的另一实体。控制是指控制方拥有被控制方超过 50% 的表决权。

- (二) 商业保理企业的投资者应具备开展保理业务相应的资产规模和资金实力，有健全的公司治理结构和完善的风险内控制度，近期没有违规处罚记录。

- (三) 商业保理企业在申请设立时，应当拥有两名以上具有三年以上金融领域管理经验且无不良信用记录的高级管理人员。

本试行办法所称高级管理人员，系指担任副总经理及以上职务或相当职务的管理人员。

- (四) 商业保理企业应当以有限责任公司形式设立。注册资本不低于 5000 万元人民币，公司全体股东的首次出资不得低于 20%，其余部分由股东自公司成立之日起两年内缴足。

本办法で言うところの商業ファクタリング業務とは、サプライヤーがバイヤーとの間で締結した貨物販売或いはサービス契約により発生した売掛債権を商業ファクタリング企業に譲渡し、商業ファクタリング企業がそのためにトレードファイナンスや売掛債権管理サービスを提供することを指す。

第三条

商業ファクタリング企業は以下の条件に合致しなければならない。

- (一) 商業ファクタリング企業は、少なくとも一名の投資者或いはその関連実体が商業ファクタリング業務或いは関連業界を経営した経験を有していなければならない。

本試行弁法で言うところの関連実体とは、当該投資者が支配するある一つの实体、或いは当該投資者を支配するある一つの实体、或いは当該投資者と共同で支配を受けている別の一つの实体を指す。支配とは被支配側の 50% 超の議決権を有することを指す。

- (二) 商業ファクタリング企業の投資者は、ファクタリング業務の展開に相応する資産規模と資金力を具備し、健全なコーポレートガバナンス構造、および完全なリスクコントロール制度を有し、直近で法規違反処罰記録があってはならない。

- (三) 商業ファクタリング企業は、設立申請時に、3 年以上の金融領域での管理経験を具備し、且つ不良信用記録のない高級管理スタッフを 2 名以上擁さなければならない。

本試行弁法で言うところの高級管理スタッフとは、副総経理およびそれ以上の職務或いは相当の職務を担当した管理スタッフを指す。

- (四) 商業ファクタリング企業は有限責任会社の形態で設立しなければならない。登録資本は 5,000 万人民元を下回ってはならず、企業全体の株主の初回出資は 20% を下回ってはならず、その残りの部分は株主により企業設立

<p>外国投資者以可自由兌換的貨幣、合法獲得的境外人民幣及其在中國境內獲得的人民幣利潤或因轉股、清算等活動獲得的人民幣合法收益出資，中國投資者以人民幣出資。</p> <p>(五) 商業保理企業不得混業經營。經營期限一般不超過 30 年。</p> <p>(六) 有完善的內部控制制度，包括但不限於風險評估、業務流程操作、監控等制度。</p> <p>第四條 商業保理企業可以從事如下業務：</p> <p>(一) 出口保理； (二) 國內保理； (三) 與商業保理相關的諮詢服務； (四) 信用風險管理平台開發； (五) 經審批部門許可的其他相關業務。</p> <p>第五條 商業保理企業不得從事下列活動：</p> <p>(一) 吸收存款； (二) 發放貸款或受託發放貸款； (三) 專門從事或受託開展與商業保理無關的催收業務、討債業務； (四) 受託投資； (五) 國家規定不得從事的其他活動。</p> <p>第六條 外資商業保理企業從事的業務活動應當符合國家</p>	<p>から起算して2年以内に払い込みされなければならない。</p> <p>外國投資者は自由兌換通貨、合法的に獲得した域外人民元、および中国域内で獲得した人民元利潤或いは持分譲渡、清算等の活動で獲得した人民元合法的収益で出資することができる。中国投資者は人民元で出資する。</p> <p>(五) 商業ファクタリング企業は兼業経営してはならない。経営期限は一般的に 30 年を超過しない。</p> <p>(六) リスク評価や業務フローマニュアル、監督管理等を含む、これに限らない完全な内部コントロール制度を有する。</p> <p>第四條 商業ファクタリング企業は以下のような業務に従事することができる。</p> <p>(一) 輸出ファクタリング (二) 国内ファクタリング (三) 商業ファクタリングに関連するコンサルティングサービス (四) 信用リスク管理プラットフォームの開発 (五) 審査批准部門の認可を受けたその他の関連業務</p> <p>第五條 商業ファクタリング企業は下記の活動に従事することはできない。</p> <p>(一) 預金受入れ (二) 貸付実行或いは貸付実行の受託 (三) 商業ファクタリングに無関係の回収督促業務、債権取立業務への専門従事或いは受託展開 (四) 投資の受託 (五) 國家の規定により従事が認められていないその他の活動</p> <p>第六條 外資商業ファクタリング企業が従事する業務活動は、</p>
--	---

<p>対外匯管理的有关规定。</p> <p>第七条 商业保理企业应当在名称中加注“商业保理”字样。</p> <p>第八条 设立商业保理企业按以下程序办理：</p> <p>(一) 外资商业保理企业向浦东新区商务委员会提出申请。浦东新区商务委员会在收到商业保理企业申请人全部上报材料后，召集相关部门召开征询会；</p> <p>(二) 符合商业保理企业设立条件的外资商业保理企业，通过征询会审议的，由浦东新区商务委员会出具批准设立文件并颁发《外商投资企业批准证书》；</p> <p>(三) 获得批准设立文件和《外商投资企业批准证书》的外资商业保理企业向上海市工商行政管理局浦东新区分局申请办理注册登记相关手续；</p> <p>(四) 内资商业保理企业申请办理名称预先核准手续时，上海市工商行政管理局浦东新区分局应告知申请人须具备的设立条件。上海市工商行政管理局浦东新区分局在收到申请人设立登记申请后，于3个工作日内向浦东新区商务委员会发出征询函。浦东新区商务委员会应当在10个工作日内反馈书面意见。</p> <p>第九条 设立商业保理企业除提交法定材料之外，还应向浦东新区商务委员会（外资商业保理企业）和上海市工商行政管理局浦东新区分局（内资商业保理企业）提交以下材料：</p>	<p>国家の外貨管理関連規定に合致しなければならない。</p> <p>第七条 商業ファクタリング企業はその名称に「商業ファクタリング」の文字を加えなければならない。</p> <p>第八条 商業ファクタリング企業の設立は、以下のプロセスにて行う。</p> <p>(一) 外資商業ファクタリング企業は、浦東新区商務委員会に申請を提出する。浦東新区商務委員会は商業ファクタリング企業申請人の全ての報告資料を受領後、関連部門を召集し、諮問会議を開催する。</p> <p>(二) 商業ファクタリング企業設立条件に符号する外資商業ファクタリング企業で、諮問会議の審査を追加した場合には、浦東新区商務委員会は設立批准文件を発行し、併せて《外商投資企業批准證書》を発給する。</p> <p>(三) 設立批准文件および《外商投資企業批准證書》を獲得した外資商業ファクタリング企業は、上海市工商行政管理局浦東新区分局にて登録登記関連手続の申請を行う。</p> <p>(四) 内資商業ファクタリング企業が名称事前認可手続を申請する際には、上海市工商行政管理局浦東分局は申請人に具備すべき設立条件を告知しなければならない。上海市工商行政管理局浦東新区分局は申請人の設立登記申請を受領後、3営業日以内に浦東新区商務委員会に諮問書を発送する。浦東新区商務委員会は10営業日以内に書面意見をフィードバックしなければならない。</p> <p>第九条 商業ファクタリング企業の設立は、法定材料提出のほか、浦東新区商務委員会(外資商業ファクタリング企業)および上海市工商行政管理局浦東新区分局(内資商業ファクタリング企業)に対して以下の資料を提出しなければならない。</p>
--	---

<p>(一) 风险评估、监控等风险控制制度规定； (二) 经营商业保理业务或相关行业经历的证明材料； (三) 高级管理人员资历证明、风险控制部门管理人员资历证明； (四) 投资各方经会计师事务所审计的最近一年的审计报告； (五) 审批部门要求提交的其他相关文件。</p> <p>第十条 为防范风险，保障经营安全，商业保理企业的风险资产一般不得超过净资产总额的10倍。风险资产按企业的总资产减去现金、银行存款、国债后的剩余资产总额确定。</p> <p>第十一条 外资商业保理企业应当委托境内已加入国际性保理企业组织的银行作为资金托管人。 内资商业保理企业应当委托已加入国际性保理企业组织的开户银行作为资金托管人。 商业保理企业的托管银行应将相关托管制度报送浦东新区商务委员会。商业保理企业资金账户和账户内资金的使用应由托管银行按规定实施管理。</p> <p>第十二条 商业保理企业应在人民银行征信中心的应收账款质押登记公示系统办理应收账款转让登记，将应收账款权属状态予以公示。</p> <p>第十三条 在市商务委的指导下，浦东新区商务委负责商业</p>	<p>(一) リスク評価、モニタリング等のリスクコントロール制度規定 (二) 商業ファクタリング業務或いは関連業界での経営経歴の証明資料 (三) 高級管理スタッフの履歴証明、リスクコントロール部門管理スタッフの履歴証明 (四) 各投資家の会計事務所監査済直近1年の監査報告書 (五) 審査批准部門が提出を要求するその他の文書</p> <p>第十条 リスクを防止し、経営の安全を保障するため、商業ファクタリング企業のリスク資産は一般に純資産総額の10倍を超過してはならない。リスク資産は企業の総資産から現金、銀行預金、国債を差し引いた剰余資産総額に基づき確定する。</p> <p>第十一条 外資商業ファクタリング企業は域内で既に国際ファクタリング企業組織に加入している銀行をカストディアンとして委託しなければならない。 内資商業ファクタリング企業は、既に国際ファクタリング企業組織に加入している口座開設銀行をカストディアンとして委託しなければならない。 商業ファクタリング企業のカストディアン銀行は関連するカストディ制度を浦東新区商務委員会に報告送付しなければならない。商業ファクタリング企業の資金口座および口座内の資金の使用は、カストディアン銀行により、規定に基づき管理を実施しなければならない。</p> <p>第十二条 商業ファクタリング企業は人民銀行信用調査センターの売掛債権質権登記公示システムにおいて、売掛債権譲渡登記を行い、売掛債権の権利帰属状態を公示しなければならない。</p> <p>第十三条 市商務委員会の指導の下、浦東新区商務委員会は</p>
---	--

保理企业的管理和监督。商业保理企业应向浦东新区商务委员会报送月度业务情况统计表，每半年报送由托管银行确认的托管资金运作情况等信息，并在每年参加企业联合年检时提交上一年度审计报告。

托管银行应监督托管资金运作，发现违反国家法律法规或托管协议的，不予执行并立即向浦东新区商务委员会报告。

根据监管需要，浦东新区商务委员会有权要求商业保理企业提供专项资料，或约见其董事、监事、高级管理人员进行监管谈话，要求其就有关情况、问题进行说明并作整改。

第十四条

鼓励商业保理企业成立行业协会，引导企业加入国际性保理企业组织，加强行业自律。

第十五条

商业保理企业如有违反中国法律、法规和规章的行为，按照有关规定处理。

第十六条

香港、澳门、台湾地区的公司、企业和其他经济组织在浦东新区设立商业保理企业的，参照本试行办法执行。

第十七条

支持商业保理企业积极开展保理业务。对符合本办法规定设立的商业保理企业给予政策扶持，具体办法另行制定。

第十八条

本试行办法实施过程中如遇国家和上海市颁布新

商業ファクタリング企業の監督および管理に責任を負う。商業ファクタリング企業は浦東新区商務委員会に月次の業務状況統計表を報告送付し、半期毎にカストディアン銀行が確認した資金運用状況等の情報を報告送付し、併せて毎年企業聯合年検時に前年度の監査報告書を提出しなければならない。

カストディアン銀行は資金運用を監督し、国家の法律法規或いはカストディ契約違反を発見した場合、執行を行わず、直ちに浦東新区商務委員会に報告しなければならない。

監督管理の需要に基づき、浦東新区商務委員会は商業ファクタリング企業に対して専門資料の提出を求める、或いはその董事や監事、高級管理スタッフと監督管理と面談を行い、その関連状況や問題についての説明と、是正を求める権利を有する。

第十四条

商業ファクタリング企業による業界協会設立を奨励し、企業による国際ファクタリング企業組織への加入を導き、業界自立を強化する。

第十五条

商業ファクタリング企業に、中国の法律、法規および規章に違反する行為があった場合、関連規定に基づき処理する。

第十六条

香港、マカオ、台湾地区の会社、企業およびその他経済組織が浦東新区において商業ファクタリング企業を設立する場合、本試行弁法を参照して執行する。

第十七条

商業ファクタリング企業の積極的なファクタリング業務の展開を支持する。本試行弁法の規定通りに設立したファクタリング企業に対し、政策扶助を与える。具体的な弁法は別途制定する。

第十八条

本試行弁法の実施の過程において国家および上海

<p>規定，则按新规定执行。</p> <p>第十九条 本试行办法自发布之日起实施至 2013 年 12 月 31 日止。</p>	<p>市が新规定を公布した場合には、新规定に基づき執行する。</p> <p>第十九条 本试行办法は発布日から実施され 2013 年 12 月 31 日に終了する。</p>
--	---

【日本語仮訳:三菱東京 UFJ 銀行(中国)トランザクションバンキング部】

【添付2】

中国語原文	日本語仮訳
<p style="text-align: center;">天津市人民政府办公厅转发市商务委等九部门拟 定的天津市商业保理业试点管理 办法的通知 津政办发〔2012〕143号</p> <p>各区、县人民政府，各委、局，各直属单位：</p> <p>市商务委、市金融办、市财政局、市工商局、市 国税局、市地税局、人民银行天津分行、国家外 汇管理局天津市分局、天津银监局拟定的《天津 市商业保理业试点管理办法》已经市人民政府同 意，现转发给你们，请照此执行。</p> <p style="text-align: right;">2012年12月17日</p> <p style="text-align: center;">天津市商业保理业试点管理办法</p> <p>市商务委 市金融办 市财政局 市工商局 市 国税局 市地税局 人民银行天津分行 国家外 汇管理局天津市分局 天津银监局</p> <p style="text-align: center;">第一章 总则</p> <p>第一条 为推进我市商业保理业持续健康发展，做好我市 滨海新区商业保理业试点工作，健全商贸信用服 务和融资体系，促进商贸流通进一步发展，根据 有关法律法规和《商务部关于商业保理试点有关 工作的通知》（商资函〔2012〕419号）、《商务部 关于商业保理试点实施方案的复函》（商资函 〔2012〕919号）要求，结合我市实际，制定本 办法。</p>	<p style="text-align: center;">天津市人民政府弁公庁 市商務委等九部門制定天津市商業ファクタリング 試行管理弁法の転送発布通知 津政弁発〔2012〕143号</p> <p>各区、県人民政府、各委、局、各直属単位：</p> <p>市商務委員会、市金融弁公室、市財政局、市工商 局、市国税局、市地税局、人民銀行天津分行、国家 外貨管理局天津市分局、天津銀監局が制定した《天 津市商業ファクタリング試行管理弁法》を既に市人民 政府が同意したことから、ここに転送発布するので、 これを参照し、執行すること。</p> <p style="text-align: right;">2012年12月17日</p> <p style="text-align: center;">天津市商業ファクタリング試行管理弁法</p> <p>市商務委員会、市金融弁公室、市財政局、市工商 局、市国税局、市地税局、人民銀行天津分行、国家 外貨管理局天津市分局、天津銀監局</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>第一条 当市の商業ファクタリング業の健全な発展を推進し、 当市滨海新区商業ファクタリング業務パイロット運 営をより良く行い、健全な商贸信用サービスと融資 体系、商贸流通のさらなる発展を促進するため、関 連法律法規および《商务部商業ファクタリング試 行関連業務に関する通知》（商資函〔2012〕419 号）、《商务部商業ファクタリング試行実施方 案に関する復函》（商資函〔2012〕919号）の要 求に基づき、当市の実情と結合させ、本弁法を 制定する。</p>

<p>第二条 本办法所称商业保理，是指销售商（债权人）将其与买方（债务人）订立的货物销售（服务）合同所产生的应收账款转让给商业保理公司，由商业保理公司为其提供贸易融资、应收账款管理与催收等综合性商贸服务。</p> <p>第三条 商业保理业试点工作坚持科学审慎，风险可控，依法监管，规范发展的原则。</p> <p>第四条 本办法适用于在我市滨海新区新注册的内外资商业保理公司。</p> <p style="text-align: center;">第二章 公司设立和业务范围</p> <p>第五条 设立商业保理公司应当符合下列要求：</p> <p>（一）主出资人应当为企业法人或其他社会经济组织，且在申请前1年总资产不低于5000万元；</p> <p>（二）公司注册资本不低于5000万元，全部为实收货币资本，且来源真实合法。内资公司注册资本由投资者一次性足额缴纳，外资公司注册资本缴纳期限按现行相关规定执行；</p> <p>（三）商业保理公司应当拥有2名以上具有金融领域管理经验且无不良信用记录的高级管理人员，拥有与其业务相适应的合格专业人员；</p> <p>（四）支持有实力和有保理业务背景的出资人设立商业保理公司，推进保理市场主体多元化，其中境外投资者或其关联实体应当具有从事保理业</p>	<p>第二条 本弁法が言うところの商業ファクタリングとは、販売者（債権者）がその購入者（債務者）と締結した貨物販売（サービス）契約により発生した売掛債権を商業ファクタリング企業に譲渡し、商業ファクタリング企業はそのためにトレードファイナンス、売掛債権管理、および回収督促等の総合商貿サービスを提供することを指す。</p> <p>第三条 商業ファクタリング業務の試行工作は、科学的な注意、リスクコントロール、法による監督管理、規範発展の原則を堅持する。</p> <p>第四条 本弁法は当市濱海新区に新たに登記された内外資商業ファクタリング企業に適用する。</p> <p style="text-align: center;">第二章 企業の設立と業務範囲</p> <p>第五条 商業ファクタリング企業の設立は、以下の要求に合致しなければならない：</p> <p>（一）主な出資者は企業法人かまたはその他経済組織でなければならない、且つ申請前1年の総資産は5,000万元を下回ってはならない；</p> <p>（二）企業の登録資本は5,000万元を下回ってはならず、全額払込済貨幣資本、且つ資金源は真実で合法的でなければならない。内資企業の登録資本は投資者より一括払込みとし、外資企業の登録資本の払込期限は現行の関連規定に基づき実施する；</p> <p>（三）商業ファクタリング企業は、金融領域にて管理経験を有し、且つ不良信用記録が無い高級管理スタッフを2名以上擁さなければならない、その業務に相応する合格した専門スタッフを擁さなければならない；</p> <p>（四）実力がありファクタリング業務の背景のある出資者が商業ファクタリング企業を設立することを支持し、ファクタリング市場における主体の多元化</p>
---	---

<p>务的业绩和经验；</p> <p>(五) 法律法规规定的其他条件。</p> <p>第六条 商业保理公司原则上应当设立为独立的公司，不混业经营。商业保理公司的名称中的行业表述应当标明“商业保理”字样。</p> <p>第七条 申请设立商业保理公司应当向审批部门报送下列材料： (一) 申请书； (二) 投资各方签署的可行性研究报告； (三) 公司章程（中外合资企业、中外合作企业还需提供合同）； (四) 投资各方的注册登记证明、法定代表人身份证明； (五) 主出资人上一年度的审计报告； (六) 高级管理人员情况表； (七) 工商行政管理部门出具的企业名称预先核准通知书； (八) 股东承诺书； (九) 审批部门要求的其他文件。</p> <p>第八条 设立商业保理公司，应当经滨海新区商务委员会初审同意，报市商务委批准后，办理工商登记手续。市商务委应当同时将批准情况抄送市金融办等相关部门。</p> <p>第九条 商业保理公司可以经营下列业务： (一) 以受让应收账款的方式提供贸易融资。</p>	<p>を推進し、その中で域外投資者或いはその関連実体はファクタリング業務に従事した業績と経験を具備していなければならない；</p> <p>(五) 法律法規が規定するその他の条件。</p> <p>第六条 商業ファクタリング企業は原則として独立した企業として設立しなければならず、兼業経営してはならない。商業ファクタリング企業名称における業種表記には「商業ファクタリング」と明記しなければならない。</p> <p>第七条 商業ファクタリング企業の設立申請は、審査部門に下記資料を提出しなければならない： (一) 申請書； (二) 各投資者が署名したフィジビリティスタディ； (三) 企業定款（中外合弁企業、中外合作企業は契約書も要提出）； (四) 各投資者の登録登記証明書、法定代表人の身分証明書； (五) 主要出資者の前年度の監査報告書； (六) 高級管理スタッフの状況表； (七) 工商行政管理部门が発行する企業名称事前審査通知書； (八) 株主承諾書； (九) 審査部門が要求するその他資料；</p> <p>第八条 商業ファクタリング企業の設立は、濱海新区商務委員会による初期審査及び同意を経て、市商務委員会に報告し、同委員会が批准後、工商登記手続を実施しなければならない。市商務委員会は同時に批准状況について、市金融弁公室等関連部門へ写しを送付しなければならない。</p> <p>第九条 商業ファクタリング企業は下記の業務を經營することが出来る： (一) 売掛債権譲渡方式によるトレードファイナンスの提供。</p>
--	---

- (二) 应收账款的收付结算、管理与催收。
- (三) 销售分户(分类)账管理。
- (四) 与本公司业务相关的非商业性坏账担保。
- (五) 客户资信调查与评估。
- (六) 相关咨询服务。
- (七) 法律法规准予从事的其他业务。

第三章 公司治理和合规经营

第十条

商业保理公司的营运资金为公司注册资本金，银行贷款等间接融资，发行债券等直接融资，以及借用短期外债和中长期外债。为防范风险、保障经营安全，商业保理公司的风险资产不得超过公司净资产的10倍。风险资产(含担保余额)按企业的总资产减去现金、银行存款、国债后的剩余资产总额确定。

第十一条

商业保理公司不得从事吸收存款、发放贷款等金融活动，禁止专门从事或受托开展催收业务，禁止从事讨债业务。

第十二条

商业保理公司必须依照法律法规和行业规范等开展业务，自主经营，自负盈亏，自我约束，自担风险。

第十三条

商业保理公司应当建立与保理业务相应的管理制度，健全相关业务流程和操作规范，防范经营风险。

第十四条

商业保理公司应当在中国人民银行征信中心的应收账款质押登记公示系统办理应收账款转让登

- (二) 売掛債権の受払決済、管理と回収催促。
- (三) 販売の各売上別口座(分類)管理。
- (四) 当該企業の業務と関連する非商業性不良債権の担保
- (五) 顧客資産信用調査と評価。
- (六) 関連コンサルティングサービス。
- (七) 法律法規が従事することを認めるその他業務。

第三章 企業ガバナンスとコンプライアンス経営

第十条

商業ファクタリング企業の運営資金は、企業の登録資本金、銀行貸出等の間接融資、発行債券等の直接融資、および短期外債及び中長期外債借入とする。リスクを防止し、経営の安全を保障する為、商業ファクタリング企業のリスク資産は企業の純資産の10倍を超えてはならない。リスク資産(担保残高を含む)は企業の総資産から現金、銀行預金、国债を控除した後の余剰資産総額に基づき確定する。

第十一条

商業ファクタリング企業は預金の受け入れ、貸付の実行等の金融活動に従事してはならず、回収督促業務に専門従事或いは受託展開することを禁止し、債権取立業務に従事することを禁止する。

第十二条

商業ファクタリング企業は、法律法規および業界規範等に基づき業務を展開し、自主経営、損益自己負担、自己統制、リスクを自己負担しなければならない。

第十三条

商業ファクタリング企業は、ファクタリング業務に適切な管理制度、健全な関連業務マニュアルと操作規範、経営リスク防止制度を制定しなければならない。

第十四条

商業ファクタリング企業は、中国人民銀行信用調査センターの売掛債権質権登記公示システムにて売掛

记，将应收账款权属状态予以公示。

第十五条

商业保理公司应当向市商务委、市金融办报送月度业务情况统计表、季度财务报表和经中介机构审计的年度财务报告及经营情况说明书，并对报告和资料的真实性准确性完整性负责。

第十六条

每年4至6月，市商务委会同相关部门对商业保理公司上一年度保理业务开展情况进行检查。

第四章 支持保理业务发展

第十七条

支持商业保理公司开发先进适用的商业保理业务产品，不断完善商业保理市场。

第十八条

支持商业保理公司依法加入国际性保理组织，积极审慎开展国际保理业务。

第十九条

支持银行与商业保理公司合作发展保理业务。银行可以向商业保理公司定期定量融资，购入商业保理公司的保理业务，提供应收账款管理、业务流程管理和电子信息系统服务，开发应收账款再转让等产品，建立适用的保理业务模式。支持银行向商业保理公司提供境外合作保理商渠道，拓展商业保理公司的国际业务。

債権譲渡登記し、売掛債権権利帰属状態について公示しなければならない。

第十五条

商業ファクタリング企業は、市商務委員会、市金融弁公室に対して月次業務状況統計表、四半期財務報告表、および仲介機構を通じて監査済年度財務報告および経営状況説明書を送付しなければならない。併せて報告と資料の真実性、確実性、完全性について責任を持たなければならない。

第十六条

毎年4月から6月にかけて、市商務委員会と関連部門は合同で商業ファクタリング企業に対し、前年度ファクタリング業務展開の状況に関して検査を実施する。

第四章 ファクタリング業務発展の支持

第十七条

商業ファクタリング企業が先進的で適切な商業ファクタリング業務商品を開発し、商業ファクタリング市場を断続的に改善することを支持する。

第十八条

商業ファクタリング企業が合法的に国際的なファクタリング組織に加入し、国際ファクタリング業務を積極且つ慎重に展開することを支持する。

第十九条

銀行と商業ファクタリング企業が協力してファクタリング業務を発展させることを支持する。銀行は商業ファクタリング企業に対し期間を定め、定量の融資、商業ファクタリング企業のファクタリング業務の購入、売掛債権管理、業務マニュアル管理と電子情報システムサービスの提供、売掛債権再譲渡等の商品の開発、適切なファクタリング業務モデルの構築を行うことができる。銀行による商業ファクタリング企業に対する域外合作ファクタリング業務のルートの提供、商業ファクタリング企業の国際業務の拡大を支持する。

第二十条

支持保险公司开发商业保理公司适用的责任保险、信用保险等保险产品，拓宽出口保理信用保险和进口保理信用保险业务，增强商业保理公司风险控制能力。

第二十一条

支持商业保理公司积极开展国际和国内保理业务，对向小型微型企业提供融资服务的，按有关规定享受财政奖励政策。

第二十二条

对符合本办法规定的商业保理公司实行下列补助政策：

（一）自开业年度起，前2年按其缴纳营业税的100%标准给予补助，后3年按其缴纳营业税的50%标准给予补助；自获利年度起，前2年按其缴纳企业所得税地方分享部分的100%标准给予补助，后3年按其缴纳企业所得税地方分享部分的50%标准给予补助。对新购建的自用办公房产，按其缴纳契税的100%标准给予补助，3年内按其缴纳房产税的100%标准给予补助。

（二）新购建的自用办公用房，按每平方米1000元的标准给予一次性资金补助，补助金额最高不超过500万元；租赁的自用办公用房，3年内按房屋租金的30%给予补贴。若实际租赁价格高于房屋租金市场指导价的，则按市场指导价计算租房补贴，补贴总额不超过100万元。

（三）从外省市引进且连续聘任2年以上的公司副职级以上高级管理人员，在本市行政辖区内第一次购买商品、汽车或参加专业培训的，5年内按其缴纳个人工薪收入所得税地方分享部分给

第二十条

保険会社による商業ファクタリング企業に適した責任保険、信用保険等の保険商品の開発、輸出ファクタリング信用保険および輸入ファクタリング信用保険業務の拡大、商業ファクタリング企業のリスクコントロール能力の強化を支持する。

第二十一条

商業ファクタリング企業が積極的に国際および国内ファクタリング業務を展開し、小型零細型企业に対し融資サービスを提供し、関連する規定に基づき財政奨励政策を享受することを支持する。

第二十二条

本弁法規定に合致する商業ファクタリング企業に対し、下記の補助政策を実行する：

（一）開業年度より最初の2年は納税した営業税の100%を基準として補助し、その後3年はその納税した営業税の50%を基準として補助する；利益を獲得した年度より最初の2年はその納税した企業所得税地方分割享受部分の100%を基準として補助し、その後3年はその納税した企業所得税の地方分割享受部分の50%を基準として補助する。新規購入建設した自用オフィス不動産に対し、その納税した契約税の100%を基準として補助し、3年以内にその納税した不動産税の100%を基準として補助する。

（二）新規購入建設した自家用オフィス用不動産について、平米当たり1,000元を基準として一括で資金補助を行う。補助金の最高は500万元を超えない；賃貸の自家用オフィス用不動産については、3年以内にオフィス賃貸料の30%を補助する。実際の賃貸価格が不動産賃貸市場の指導価格よりも高い場合には、市場指導価格を基準として補助金を確定する。補助金の総額は100万元を超えない。

（三）外部の省市より採用し、且つ連続2年以上雇用している企業の副職級以上の高級管理スタッフによる本市行政管轄区内での初回の商品不動産、自動車の購入或いは専門研修の参加につ

予奖励，累计最高奖励限额为购买商品、汽车或参加专业培训实际支付的金额；没有在本市行政辖区内购买商品、汽车或参加专业培训的，3年内按其缴纳个人工薪收入所得税地方分享部分的50%给予奖励。

前款各项政策所需资金，由市财政和商业保理公司所在区县财政按照现行财政体制规定分别负担。

第五章 政府管理和服务

第二十三条

建立由市人民政府分管领导为召集人的商业保理业发展联席会议制度，市商务委、市金融办、市财政局、市工商局、市统计局、市国税局、市地税局、天津银监局、人民银行天津分行和滨海新区人民政府等为成员单位。联席会议主要职责是协调解决制约商业保理公司发展的的问题，促进我市商业保理业持续健康发展。

第二十四条

市商务委是商业保理行业主管部门，市金融办是商业保理业务监管部门。

第二十五条

加强保理业从业人员队伍建设，鼓励高等院校和学术研究机构设立保理专业课程，培养保理业务专业人才。商业保理公司的从业人员应当积极参加保理专业知识培训，提高专业水平。

いて、5年以内にその納税した個人給与収入所得税の地方享受分に基づき奨励を与える。累計最高奨励限度額は商品不動産、自動車の購入或いは専門研修で実際に支払われる金額とする。本市行政管轄区内で商品不動産、自動車の購入或いは専門研修が無い場合は、3年以内にその納税した個人給与収入所得税の地方部分享受分の50%を奨励する。

前記の各項政策に必要な資金は、市財政および商業ファクタリング企業所在区県財政が、現行の財政体制規定に基づき分担して負担する。

第五章 政府管理とサービス

第二十三条

市人民政府分管リーダーを招集人として商業ファクタリング業発展聯席會議制度を設立し、市商務委員會、市金融弁公室、市財政局、市工商局、市統計局、市国税局、市地税局、天津銀監局、人民銀行天津分行と濱海新区人民政府等をメンバー単位とする。聯席會議の主要職責は、商業ファクタリング企業の発展に関する制約問題について協調による解決、当市商業ファクタリング業の持続的な健全発展の促進にある。

第二十四条

市商務委員會は商業ファクタリング業界の主管部門であり、市金融弁公室は商業ファクタリング業務の監督管理部門である。

第二十五条

ファクタリング業に従事するスタッフチームを強化するため、高等院校および學術研究機構がファクタリング専門課程を設立し、ファクタリング業務の専門スタッフを育成することを奨励する。商業ファクタリング企業に従事するスタッフは積極的にファクタリング専門知識の研修に参加し、専門レベルを向上しなければならない。

<p>第六章 行业自律和协会服务</p>	<p>第六章 業界の自立と協会サービス</p>
<p>第二十六条 天津市保理与贴现协会是商业保理业实行同业自律管理的行业性组织。鼓励商业保理公司加入该协会。</p>	<p>第二十六条 天津市ファクタリングおよび手形割引協会は、商業ファクタリング業界が同業において自律管理を実行する業界組織である。商業ファクタリング企業が協会に入会することを奨励する。</p>
<p>第二十七条 天津市保理与贴现协会应当做好行业自律、政策宣传、咨询服务和教育培训等工作，提升商业保理公司的规范经营意识。</p>	<p>第二十七条 天津市ファクタリングおよび手形割引協会は、業界の自律、政策宣伝、コンサルティングサービスと教育研修等業務を実施し、商業ファクタリング企業の規範経営意識を高めなければならない。</p>
<p>第七章 附则</p>	<p>第七章 附則</p>
<p>第二十八条 本办法自发布之日起执行，有效期5年。</p>	<p>第二十八条 本弁法は発布日より執行し、有効期間は5年とする。</p>

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様自身でご判断くださいますよう、宜しくごお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、本店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 トランザクションバンキング部 中国調査室

北京：北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先：石洪 TEL010-6590-8888 ext.214

邢燕燕 TEL010-6590-8888 ext.233

上海：上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯豐大厦22階 照会先：張亜秋 TEL021-6888-1666 ext.4250

丁海聡 TEL021-6888-1666 ext.4255